

平成30年度行政事業レビューシート ( 内閣府 )

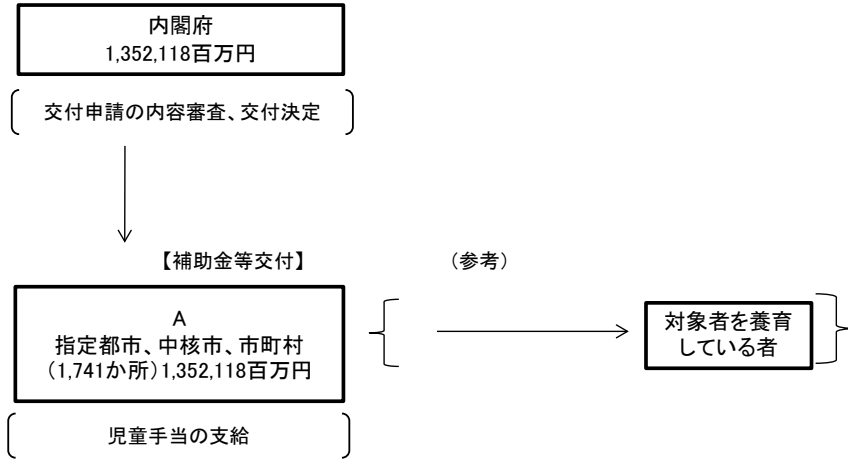
<b>事業名</b>	児童手当等交付金に必要な経費			<b>担当部局庁</b>	子ども・子育て本部		<b>作成責任者</b>			
<b>事業開始年度</b>	昭和46年度	<b>事業終了(予定)年度</b>	終了予定なし	<b>担当課室</b>	児童手当管理室		室長 樋口 俊宏			
<b>会計区分</b>	年金特別会計子ども・子育て支援勘定									
<b>根拠法令(具体的な条項も記載)</b>	・児童手当法(昭和46年5月27日法律第73号)第18条、19条 ・児童手当法施行令(昭和46年9月4日政令第281号)第5条			<b>関係する計画、通知等</b>	児童手当法第19条に規定する交付金の取扱いについて(内閣総理大臣通知 平成27.5.14府子本第102号)					
<b>主要政策・施策</b>	子ども・若者育成支援、少子化社会対策、男女共同参画			<b>主要経費</b>	社会保障					
<b>事業の目的(目指す姿を簡潔に。3行程度以内)</b>	家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。									
<b>事業概要(5行程度以内。別添可)</b>	別紙のとおり。 なお、本事業は平成26年度末まで厚生労働省において実施し、平成27年度より内閣府において実施している。平成24年8月に可決・成立した子ども・子育て関連3法に基づき、平成27年度より子ども・子育て支援新制度が施行され、内閣府へ子ども・子育て本部が設置された。子ども・子育て本部においては、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育等に対する財政支援や児童手当の支給等について一元的に行うこととし、幼児教育・保育・地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとしている。 (厚生労働省作成平成27年度行政事業レビュー「子どものための金銭の給付交付金に必要な経費」(事業番号676))									
<b>実施方法</b>	負担									
<b>予算額・執行額(単位:百万円)</b>		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度要求				
	予算の状況	当初予算	1,417,664	1,415,471	1,400,678	1,379,547				
		補正予算	-	-	-	-				
		前年度から繰越し	-	-	-	-				
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-				
		予備費等	-	-	-	-				
		計	1,417,664	1,415,471	1,400,678	1,379,547	0			
	執行額	1,390,204	1,369,886	1,352,118						
	執行率(%)	98%	97%	97%						
	当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)	98%	97%	97%						
<b>平成30-31年度予算内訳(単位:百万円)</b>	<b>歳出予算目</b>	30年度当初予算	31年度要求	主な増減理由						
	児童手当等交付金	1,327,525								
	特例給付等交付金	52,022								
	その他	0	0							
	計	1,379,547	0							
	<b>定量的な成果目標の設定が困難な場合</b>	<b>定量的な目標が設定できない理由</b>			<b>定性的な成果目標と27~29年度の達成状況・実績</b>					
定量的な目標が設定できない理由及び定性的な成果目標			児童手当は、要件に該当する者(0歳~中学校卒業までの児童を養育する者)に対して支給されるものであり、目標値の設定はできない。							
児童手当は、要件に該当する者(0歳~中学校卒業までの児童を養育する者)に対して支給されるものであり、目標値の設定はできない。			児童手当の支給により、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。							
<b>代替目標</b>		<b>代替指標</b>		<b>単位</b>	<b>27年度</b>	<b>28年度</b>	<b>29年度</b>	<b>中間目標年度</b>	<b>目標最終年度</b>	
		児童手当受給者数		実績	人	9,513,328	9,397,862	-	-	
			目標値	-	-	-	-	-		
			達成度	%	-	-	-	-	-	
<b>活動指標及び活動実績(アウトプット)</b>		<b>活動指標</b>			<b>単位</b>	<b>27年度</b>	<b>28年度</b>	<b>29年度</b>	<b>30年度活動見込</b>	<b>31年度活動見込</b>
		児童手当受給者数			活動実績	人	9,513,328	9,397,862	-	-
					当初見込み	-	-	-	-	-

単位当たりコスト		算出根拠		単位	27年度	28年度	29年度	30年度活動見込		
		単位当たりコスト	計算式					-	-	
		本事業は、市町村が児童手当の支給に要する費用の一部を交付するものであり、単位あたりコストの算出にはなじまない		-	-	-	-	-		
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	20 子ども・子育て支援の推進								
	施策	② 子ども・子育て家庭の生活安定化等の推進								
	測定指標	定量的指標			単位	27年度	28年度	29年度	中間目標 - 年度	目標年度 30 年度
		児童の出生に伴い新規認定した者のうち、児童の出生月の翌月分から支給された者の割合 ※目標値は右記の数値以上とする。	実績値	%	96	97	97	-	-	
		目標値	%	95	95	95	-	95		
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係										
児童手当は請求した月の翌月分から支給されるものである。子どもが生まれた場合は、生まれた月又は出生日の翌日から起算して15日以内に請求すれば、出生月の翌月分から支給されるが、逆に当該期間を過ぎてから請求した場合は、請求した月の翌月からの支給となり、本来受け取れたはずの月分の手当が受け取れなくなる。 このため、行政は受給資格者に対して、受給事由が生じた際は速やかに認定請求していただくよう勧奨することが肝要であり、当室から自治体向けに広報資料の作成及びホームページへの掲載等を行い、また、自治体においては、出生届提出の際に児童手当の申請の案内を行う等により、未申請者の減少を図ることで、目標の達成に寄与することとなる。										
事業所管部局による点検・改善										
	項目				評価	評価に関する説明				
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。				○	少子化が進展する中で安心して子育てをできる環境を整備することは喫緊の課題であり、本事業は、子育て家庭の経済的負担の軽減を求める声に対し子ども及び子育て家庭を支援するため、児童手当支給対象者に現金給付を行っており、国民や社会のニーズを反映している。				
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。				○	児童手当法において定められていることから、国が実施すべき事業である。(地方自治体、事業主の負担あり)				
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。				○	子育て家庭は経済面での支援を求める声も強いこと等から、子ども及び子育て家庭を支援するという明確な政策目的の達成手段として児童手当法に基づき支給されており、優先度が高い事業である。				
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。				-					
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。				無					
	競争性のない随意契約となったものはないか。				無					
	受益者との負担関係は妥当であるか。				○	本事業は交付要綱に基づき交付することとなり、地方自治体、事業主負担もあり、妥当である。				
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。				-	-				
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。				-	-				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。				○	本事業は、児童手当の国庫負担分を市町村に対して交付するものである。				
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。				-	児童手当は、0歳～中学校卒業までの児童を養育する者に対しては当然支給されることから、目標値の設定はできないが、今後とも適正な執行に努める。				
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。				-	-				
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。				○	予算執行率は97%となっており、おおよそ活動指標は見込みに見合ったものとなっている。				
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。				○	児童手当が支給対象者に確実に支給されることにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することが見込まれる。				

関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-				
	所管府省名	事業番号	事業名				
点検・改善結果	点検結果	本事業は、市町村が児童手当の支給に要する費用の一部を交付するものである。交付申請を行った全市町村に対し、交付金を交付しており、安定した制度の運用を行っている。					
	改善の方向性	引き続き、児童手当支給対象者に確実に手当を支給できるよう努めてまいりたい。					
<b>外部有識者の所見</b>							
<b>行政事業レビュー推進チームの所見</b>							
<b>所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況</b>							
<b>備考</b>							
<b>関連する過去のレビューシートの事業番号</b>							
平成22年度	厚生労働省0960	平成23年度	厚生労働省0896	平成24年度	厚生労働省0778	平成25年度	厚生労働省0662
平成26年度	厚生労働省0666	平成27年度	新27-0005	平成28年度	0108		
平成29年度	内閣府 ( 0111 )						

※平成29年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

**資金の流れ**  
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)  
(単位: 百万円)



A.横浜市			B.		
費目	使 途	金 額 (百万円)	費目	使 途	金 額 (百万円)
児童手当	児童手当等交付金に必要な経費	38,424			
計		38,424	計		0

費目・使途欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙2】に記載  チェック

**支出先上位10者リスト**

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契約方式等	入札者数 (応募者数)	落札率	一者応札・一者応募又は競争性のない随意契約となった理由及び改善策 (支出額10億円以上)
1	横浜市	3000020141003	児童手当等の支給	38,424	補助金等交付	-	--	
2	大阪市	6000020271004	児童手当等の支給	26,768	補助金等交付	-	--	
3	名古屋市	3000020231002	児童手当等の支給	24,245	補助金等交付	-	--	
4	札幌市	9000020011002	児童手当等の支給	18,493	補助金等交付	-	--	
5	福岡市	3000020401307	児童手当等の支給	18,090	補助金等交付	-	--	
6	川崎市	7000020141305	児童手当等の支給	16,288	補助金等交付	-	--	
7	神戸市	9000020281000	児童手当等の支給	15,922	補助金等交付	-	--	
8	広島市	9000020341002	児童手当等の支給	14,226	補助金等交付	-	--	
9	さいたま市	2000020111007	児童手当等の支給	14,094	補助金等交付	-	--	
10	京都市	2000020261009	児童手当等の支給	13,968	補助金等交付	-	--	

支出先上位10者リスト欄についてさらに記載が必要な場合はチェックの上【別紙3】に記載  チェック